

## ◆上尾市文化財調査専門員について

### 設置理由

文化財保護事業の埋蔵文化財の発掘や整理、歴史資料の整理などの調査事業は、専門的知識を必要とするため、豊富な実務経験が必要となる。このため、職員の指示を受けて実際に調査を行う者については、継続的にその調査に従事する必要がある。この継続的な調査従事を可能にするため、非常勤特別職として文化財調査専門員を設置するものである。

### 1 職務及び定数

第2条 調査専門員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 文化財の調査に関すること。
- (2) 文化財の保存、保護及び活用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

第3条 調査専門員の定数は、6人以内とする

### 2 任期

第6条 調査専門員の任期は、1年とする。ただし、調査専門員が欠けた場合の補欠の調査専門員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 調査専門員は、再任されることができる。

### 3 勤務

- 勤務日数 週4日以内
- 勤務時間 1日あたり5.5時間